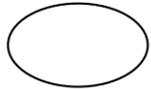


(様式2)

## II 2024年度自己評価報告書



新規 ・ 更新

学校名( )

「軽重」は、S A B の順で、S は必須項目。A は重点項目。B は努力項目。  
「自己評価結果」欄は、○、△、×を記入する。○は実施済み △は取組が不十分 ×は未実施

### 1 学校運営

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
1-1 学則	学則には、学校教育法施行規則第4条及び通信教育規程に定められた事項を記載しておく必要がある。	S	学則に、学校教育法施行規則第4条に基づく必要記載事項を記載している。			
		S	学則に通信教育連携協力施設名と定員が記載されている。			
1-2 スクールポリシーの策定	各設置者においては、その設置する高等学校が三つの方針を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、各高等学校に期待される社会的役割等いわゆる「スクール・ミッション」。を再定義することが望まれる。また、在籍する生徒及び教職員その他の学校内外の関係者に対して分かりやすく当該高等学校の役割や教育理念を示すものとなるよう再定義することが望ましい。 私学においては、建学の精神等を基盤としつつ、当該高等学校を取り巻く環境の変化や在学する生徒の状況等を踏まえて建学の精神等の意義を再確認することや、それらに新たな解釈を加えること等も、各高等学校に期待される社会的役割等の再定義の具体的な方策として考えられる。 学校教育施行規則第百三条の2において ①高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針(グラデュエーション・ポリシー) ②教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー) ③入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー) の設定と公表が義務づけられている。	S	スクールミッションを再定義し公表している。			
		S	①育成を目指す資質・能力に関する方針、②教育課程の編成と実施に関する方針、③入学者の受入れに関する方針を策定し公表している。			
1-3 通信教育実施計画の作成	高等学校通信教育規程の第四条の三において、実施校の校長は、通信教育の実施に当たって、 ①通信教育を実施する科目等の名称及び目標に関すること。 ②通信教育を実施する科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。 ③通信教育を実施する科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たつての基準に関すること。 を明示し、公表しなければならない。	S	通信教育実施計画を作成している。			
1-4 教職員の配置	教職員の配置にあたっては、関係法令に即して、適正な教職員を配置しなければならない。 面接指導等実施施設を含めた全ての実施校教員は、専任・兼任に関わらず担当する教科の有効な教員免許を所持するなど資格要件を満たしていることは必須である。 また、学校は、一人一人の生徒に行き届いた指導ができるよう必要な教職員を配置しなければならない。 更に、実施校は、学校事務に支障のない事務体制が整備されていなければならない。	S	実施校の校長は、本務・兼務を問わず全ての実施校教員の教科指導に必要な免許状の所持と更新を確認している。			
		S	添削指導・面接指導・試験・メディアを利用した指導等は、連携施設も含め、各教科・科目の有効な教員免許状を所持する実施校の教員が担当している。			
		S	多様な課題を抱える生徒一人一人にきめ細やかな指導ができる教員配置ができています。 *1(評価の視点詳細参照)			
		S	学校事務に支障のない数の事務職員が配置されている。 *2(評価の視点詳細参照)			
		B	養護教諭を配置するなど、生徒の養護を担当する職員を配置している。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
1-5 教員研修	直接生徒の指導に当たるのは教員である。このため、学校は、教員に研修の機会を与え、教員の資質向上に努めなければならない。 特に、教科の指導力向上、人権意識の涵養、新たな教育ニーズを有する生徒等への対応など、教員の総合的な力量を高めるために、定期的な研修を行う必要がある。	S	教員の研修計画を策定し、計画的に実施している。			
		A	新たな教育的ニーズを有する生徒への対応等の研修が計画に組み込まれている。			
1-6 通信教育連携協力施設との関係	<p>高等学校通信教規程定の改正により、通信教育連携協力施設の法的位置付けが明確化され、通信教育連携協力施設における教育活動等の適正な実施に関し、実施校の責任下にあることが改めて明確となり、特に次の3点において実施の義務を負うことになった。</p> <p>①実地調査や連絡会議等により、実施校が主体となって適切に把握・管理すること。</p> <p>②通信教育連携協力施設における高等学校通信教育に関連する活動状況について実施校の責任下で情報を開示すること。</p> <p>③面接指導等実施施設について、面接指導等を十分に行うために相応しい最低限の教育環境を共通に確保するため、その実情に応じながら、実施校と同等の教育環境を備えること。</p>	S	通信教育連携協力施設と協力・連携を行う場合は、その協力・連携内容について、連携施設の設置者と文書による取り決めを行っている。			
		S	面接指導等実施施設の教員が兼務発令によって実施校の教育活動を担う場合、その教員の業務内容を契約書等で明記している。(職員も同様)			
		S	面接指導等実施施設の教員が兼務発令により、添削指導・面接指導・試験等を実施する場合、実施校の方針に従って指導できるよう教育マニュアルが整備されている。			
		S	面接指導等実施施設を担当する教職員を定め、定期的に訪問して教育活動の進捗状況を把握し実施校の方針が徹底するよう指導している。 * 3 (評価の視点詳細参照)			
		A	通信教育連携協力施設の校地、校舎を含めた施設・設備などの教育環境について公表している			
		A	通信教育連携協力施設における生徒の学習活動、進路状況、支援状況について公表している			
		A	面接指導等実施施設ごとに面接指導、試験等の年間行事計画を作成している			
		A	面接指導等実施施設ごとに面接指導、試験等の年間行事計画を公表している			
		A	面接指導等実施施設における教育環境を把握し実施校と同程度とするように努めている。			
		A	学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がない。			
		A	実施校の教育活動と通信教育連携協力連携施設の教育活動を区別して、生徒・保護者に正確に説明している。			
		A	実施校の学納金と通信教育連携協力施設の費用について、生徒・保護者に正確に説明している。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
1-7 学校評価	<p>学校は、自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況等について自己評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p> <p>また、学校教育法施行規則及び学校評価ガイドラインにより、実施校は、少なくとも1年度間に1回は、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表する義務を負うこととなった。</p> <p>学校関係者評価においても通信教育連携協力施設を含めた実施や第三者評価の実施などにより、教育環境の改善を図っていく努力も必要である。</p>	S	少なくとも1年度間に1回実施校の自己評価を実施し、結果を公開している。			
		S	少なくとも1年度間に1回通信教育連携協力施設ごとに実施校と同じ観点で自己評価を実施し、結果を公表している。			
		A	実施校において学校関係者評価を実施し、結果を公開している。			
		A	通信教育連携協力施設ごとに学校関係者評価を実施し、結果を公開している。			
		A	第三者評価を実施している。(本機構での実施を含む)			
		A	第三者評価の結果を公開している。			
		A	学校評価は、通信教育連携協力施設も対象としている。			
		A	学校評価結果をPDCAにより教育環境の改善に生かしている。			
1-8 情報公開	<p>生徒・保護者の進路選択に資するために、学校の教育環境や取り組み等、学校運営が適切に把握できるよう学校評価など必要な情報を積極的にホームページ等で公開する必要がある。</p> <p>情報を公開する際は個人情報等を適切に取り扱わなければならない。</p>	S	個人情報の管理は、適切に行われている。			
		S	通信教育連携協力施設ごとの収容定員を公表している。			
		S	通信教育連携協力施設を含め、校地、校舎等の施設・設備その他の生徒の教育環境に関することについて公表している。			
		S	通信教育連携協力施設を含め生徒の学習活動、進路状況及び心身の健康等に係る支援に関することについて公表している。			
		S	通信教育実施計画について公表している。			
1-9 生徒募集	<p>実施校及び面接指導等実施施設における生徒募集は、実施校の校長の権限の下で、適切な時期に適切な方法で行われなければならない。</p> <p>また、入学者選抜及びその結果の公表は、中学校の教育活動及び各地域の事情を考慮して適切な時期に適切な方法で行う必要がある。</p>	S	実施校の校長の責任において可否を決定している。			
		S	編入学の場合、前籍教育機関の資格要件を確認している。			
		A	入学者選抜及び結果の公表は、過度に早期に実施されていない。			
		A	転入学の場合、前籍校での学習の成果が入学後の学習に適正に活かされている。			
1-10 施設・設備・安全管理・表簿管理	<p>学校教育では、教育課程が効果的に実施されることが重要である。そのため、実施校において施設・設備、文書管理は適切に行われていなければならない。</p> <p>また、非常事態に備え、危機管理体制も整えられていなければならない。</p>	S	実施校の校舎面積は、適正である。			
		S	法定表簿等の管理は、適正に行われている。			
		S	実施校では実施校の教育課程実施のために必要な施設・設備が整備されている。			
		S	面接指導等実施施設においても、実施校の教育課程実施のために必要な施設・設備が整備されている。			
		S	校長は学校保健計画を作成し、教職員に周知すると共にこれを実施している。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
		S	校長は学校安全計画を策定し、教職員に周知すると共にこれを実施している。			
		S	校長は、危機等発生時対処要領(防災マニュアル)を策定し、教職員周知すると共にこれを実施している。			
		S	実施校では防災訓練を実施している。			
		A	通信教育連携協力施設では防災訓練を実施している。			
1-11 高等学校等就学支援金	高等学校等就学支援金の事務は適正かつ確実に執行しなければならない。 また、生徒・保護者への高等学校等就学支援金の説明に当たっては就学支援金が学校独自の特典や授業料軽減策であるかの誤解を与えるような不適切な表示を行わないなど申請方法等を含めた適切な説明を行う必要がある。	S	就学支援金に関する事務処理は、適正に行われている。			
		S	就学支援金に関する生徒・保護者への説明は、適正に行われている。			

## 2 教育課程

評価項目	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
2-1 教育課程の管理	学校は、公教育の場である。従って、教育課程は関係法令に従い、適切に編成されなければならない。 特に、通信制高等学校においては、高等学校通信教育規程、高等学校学習指導要領、高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン等に従って教育課程の管理を適切に行うことにより基礎基本の確実な定着を図るとともに、通信制の課程の質と量は全日制・定時制の質と量と同等であること及び添削指導・面接指導は高等学校通信教育の基幹的な部分であることを十分に認識し、関係法規に則って編成しなければならない。 また、学びの基礎診断を活用するなどして、PDCAサイクルを活用した教育活動の改善に取り組む必要がある。	S	教育課程に関する法令に即して教育課程を編成している。			
		S	単位修得及び修了の認定は、校長が、教員が行う学習評価に基づき認定している。			
		S	教科・科目等の指導は、通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づいて実施している。			
		S	実施校は、生徒の添削課題の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等を適切に管理している。 *6 (評価の視点詳細参照)			
		A	教科・科目の学習評価を実施するに当たり、評価規準を策定している。			
		A	生徒の良さを引き出し伸ばさせる教育活動を工夫している。			
		A	生徒の興味関心・進路希望に応じた教育課程を編成している。			
		A	学びの基礎診断等を活用した、PDCAサイクルによる改善に取り組んでいる。			
2-2 添削指導	教員から対面による指導を受ける機会が限定されている生徒にとって、添削指導は教科の内容を学ぶとともに学習への意欲を醸成するものであることが求められている。 そのためには、添削課題は計画的・系統的であるとともに、生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえられるよう常に工夫し、一人一人に寄り添った添削コメントを施していくことが重要である。	S	学習指導要領に基づく標準回数を確保している。			
		S	株式会社立高等学校については、特区内で実施している。			
		S	1通(1回)当たりの添削課題の質と量は適正である。 * 4 (評価の視点詳細参照)			
		S	通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づき、計画的に実施している。			
		S	通信教育連携協力施設においても実施校と同じ水準の添削指導を行っている。			
		A	観点別評価による評価を行っている。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
		A	添削課題の解答形式は、記述式や多肢選択式などバランスのとれた構成となっている。 * 5 (評価の視点詳細参照)			
		A	生徒の質問への速やかな回答ができる態勢になっている。			
		A	生徒の学習への意欲向上を図る添削指導を工夫している。			
2-3 面接指導	高等学校通信教育は、自学自習が基本となることを踏まえ、面接指導は個別指導を重視して、年間指導計画に基づき、自宅学習に必要な基礎的・基本的な学習知識について指導するとともに、個々の生徒のもつ学習上の弱点について考慮しながら、その後の自宅学習への示唆を与えるなど、計画的・体系的に指導することが大切である。多様なメディアを利用して行う場合は、計画的・継続的に取り入れ、高等学校教育の水準を確保する必要がある。なお、面接指導等時間数の一部を免除する場合は、報告課題の作成等により、その成果が満足できるものである事を確認しなければならない。	S	年間指導計画に基づいて実施している。			
		S	学習指導要領に基づく単位時間数を確保している。			
		S	時間は、1単位時間を50分として計算した時間数になっている。			
		S	株式会社立高等学校については、特区内で実施している。			
		S	通信教育連携協力施設においても実施校と同じ水準の面接指導を行っている。			
		S	同時に面接指導を受ける生徒数は40人以下となっている。			
		S	面接指導において複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導をしていない。			
		S	多様なメディアを用いた指導は、計画的、継続的に実施するとともに適切な水準となっている。			
		S	10分の6の減免を活用して集中スクーリングを実施している場合、面接指導時間は、10分の4以上を確保している。(但し、集中スクーリングは2回以上開催するなど面接指導の目的を達成する状態になっていることが重要である)			
		S	10分の8減免をする場合、対象者を内規等で定めている。			
		S	「実時間減免」はしていない。			
		A	観点別評価による評価を行っている。			
		A	面接指導を集中スクーリングで行う場合は、生徒の生活、学習状況等を踏まえ、適切な時期に設定し、教科書や学習書の使い方、レポート作成方法の指導を行うなど集中スクーリングがその後の自立学習への示唆を与える機会となっている。			
		A	基礎的・基本的な学習知識を指導し、自宅学習への示唆を与える内容となっている。			
2-4 試験	学習成果の評価とともに、学力定着度を測るものとなるよう、適切な時期に適切な内容で適切な回数実施しなければならない。	S	試験は、添削指導、面接指導の終了後に実施している。			
		S	株式会社立については、特区内で実施している。			
		S	オンラインでの試験を実施する場合は、確実な本人確認と不正行為が防止できるシステムのもとに、実施校の適切な監督下で実施している。			
		S	学期に1回以上実施されている。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
		S	科目の特性を考慮する場合以外、自由な成果物のみで代替することはない。			
		A	記述式が3割以上入っている。文章で解答する記述式を一定量取り入れている。 * 8 (評価の視点詳細参照)			
		A	試験問題が毎年同じものになっていない。			
		A	試験問題が添削課題と全く同じものになっていない。			
2-5 学校設定教科・科目	学校設定教科・科目の開設、実施にあたっては、年間指導計画を作成し、そのもとに適切に実施しなければならない。 開設する学校設定科目が、学習指導要領上の教科である場合は、学習指導要領で規定されている当該教科の1単位当たりの面接指導及び添削指導の回数を満たしている必要がある。 その内容も、単なる体験活動ではなく当該科目の目標を十分に満たすことのできる内容とする必要がある。 また、学校設定教科の開設にあたっては安易に開設することなく、学習指導要領上の教科に対応できないかを十分に検討したうえで開設すべきであり、開設する場合においても、高等学校教育の目標及びその水準を確保し、最低でも、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。	S	1単位につき添削指導1回以上、面接指導1単位時間以上実施している。			
		S	面接指導等実施施設における活動も実施校校長の管理のもとに実施校教員が適切に行っている。			
		S	面接指導等実施施設においても実施校と同じ水準の教育を行っている。			
		A	単なる体験活動の実施を単位認定するような運用とはなっていない。			
		A	通信教育実施計画及び年間指導計画やシラバスに基づく、添削指導、面接指導、試験を実施している。			
		A	学校設定教科・科目を開設する場合は学習指導要領上の教科・科目との違いを十分に精査した上で開設している。			
2-6 総合的な探究の時間	総合的な探究の時間は、高等学校の学習指導として他の教科・科目と同様に重要な活動であることから、連携施設の独自の活動や連携施設において連携施設の職員が行うことのないように、実施校校長の管理のもと、実施校教員が適切に行う必要がある。 内容においても、年間指導計画を作成し、そのもとに、学習指導要領の規定を踏まえ、探究的活動を含んだ観察。発表や討論を積極的に取り入れる必要がある。 このため、1単位当たり1回以上の添削指導及び面接指導の回数を設定する必要がある。	S	1単位につき添削指導1回以上面接指導1単位時間以上実施している。			
		S	面接指導等実施施設における活動も実施校校長の管理のもとに実施校教員が適切に行っている。			
		S	面接指導等実施施設においても実施校と同じ水準の教育を行っている。			
		A	単なる体験活動とはなっていない。			
		A	通信教育実施計画及びその下での年間指導計画に基づく、添削指導・面接指導を実施している。			
		A	発表や討論を積極的に取り入れた学習内容になっている。			
2-7 特別活動	特別活動は、生徒の人格形成を図る上で重要な役割を果たす。従って、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等を充実させる必要がある。	S	特別活動は、卒業までに30単位時間以上実施している。			
		S	メディアを活用した減免を行う場合は、学習指導要領の目的を十分に満たすよう、計画的に実施している。			
		S	面接指導等実施施設においても実施校と同じ水準の教育を行っている。			
		A	生徒会活動の活性化に取り組んでいる。			
		A	社会の変化に対応し、逞しく生きていく力を身に着けるための工夫をしている。			

	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
		A	生徒の興味・関心・特技等を伸ばす活動を工夫している。			

### 3 生徒支援

評価項目	評価基準	軽重	評価の視点	自己評価結果	資料名称	改善計画
3-1 学習支援	履修未登録生徒への働きかけや習熟度別指導などによる学習支援は、生徒の学業継続と進路希望の実現に向けて重要であり、学校として生徒一人一人の教育ニーズに対応できる支援体制を構築し組織的に取り組む必要がある。	A	履修未登録生徒や学習活動が困難な生徒への支援体制が整備されている。 * 9 (評価の視点詳細参照)			
		A	学力に課題のある生徒への支援体制が構築されている。			
		A	進路希望に応じた学習支援体制が構築されている。			
		B	習熟度別学習などの個々の学力に応じた指導体制が構築されている。			
3-2 生徒支援	通信制高等学校には、不登校経験者や中途退学者、新たな教育的ニーズを有する生徒、また特別の配慮を要する生徒等が多数在籍している。このため、多様な課題を抱える生徒への支援体制の構築は通信制高等学校において喫緊の課題であり、学校として専門機関等と連携した組織的な支援体制を構築する必要がある。	S	学校いじめ防止基本方針を策定している。			
		A	不登校、中途退学などを経験する生徒や特別な支援を要する生徒への支援体制が整備されている。 * 10 (評価の視点詳細参照)			
		A	特別支援教育コーディネータを指名している。			
		B	特別支援教育に関する校内委員会を設置し生徒の実態の把握と指導に当たっている。			
		B	スクールカウンセラーを配置している。			
		B	スクールソーシャルワーカーを配置している。			
3-3 進路支援	多様な生徒が在学する通信制高等学校において、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行うことは極めて重要である。そのためには支援体制を整え、組織的で全ての生徒に適切で公平な指導・支援を行う必要がある。	A	進路支援を担当する教職員を配置している。			
		A	校内に、進路指導を担当する委員会・分掌等を設置している。			
		A	登校形態等が多様な学校においても、コースに関わらず、進路指導等は全ての生徒に対して公平に行っている。			
		B	キャリアカウンセラーを配置している。			

### 4 自由記述

評価項目	評価基準	軽重	評価の視点		資料名称	改善計画

※ 経過処置が適用されている項目については、経過処置終了後まで軽重をAとして対応する。